○国土交通省告示第三百九十九号

船員労働安全衛生規則（昭和三十九年運輸省令第五十三号）第十条の十一の規定に基づき、船員の治療と就業の両立支援指針を次のとおり定め、令和八年四月一日から適用する。

令和八年三月十九日　　国土交通大臣　金子　恭之

船員の治療と就業の両立支援指針

目次

1　船員の治療と就業の両立支援の趣旨
2　船員法体系の制度と船員の治療と就業の両立支援との関係
3　船員の治療と就業の両立支援のために船舶所有者等が講ずべき措置
4　船員の治療と就業の両立支援を行うための環境整備
5　船員の治療と就業の両立支援を行うに当たっての留意事項

1　船員の治療と就業の両立支援の趣旨

深刻な少子高齢化と人口減少に直面する我が国において、貴重な労働者の一人一人が、心身の健康を確保し、生きがいを持ってその能力を最大限に発揮することができる環境を整備していくことが必要である。現状、高齢者の就労の増加等を背景に、何らかの疾病を抱えながら働く労働者の割合は年々上昇しており、職場において、当該労働者の治療と就業の両立支援が必要となる場面はさらに増えることが予想されている。船員についても同様に、今後、治療と就業の両立支援の必要性がさらに高まることが見込まれている。

一方で、近年の医療技術の進歩等により、例えば、かつては「不治の病」とされていたがん等の疾病についても、その生存率が向上し、「長く付き合う病気」に変化していることから、船員が疾病にり患した場合でも、直ちに離職しなければならないという状況は必ずしも発生しなくなってきている。

しかし、疾病を抱えながら働く船員の中には、疾病に対する船員本人の理解不足のほか、職場の理解、支援体制等が不十分であることにより離職に至ってしまう者、業務上の理由により適切に治療を受けられない者等が生ずることも考えられる。

船員の労働の場である船舶においては、これまでに健康検査（船員法施行規則（昭和22年運輸省令第23号）第55条に規定する検査をいう。以下同じ。）の結果に基づく健康管理及びメンタルヘルス対策を始めとして、船員の心身の健康確保に向けた様々な取組が行われてきたが、近年では、健康経営、ワーク・ライフ・バランス、ダイバーシティの促進等の観点から、厳しい経営環境の中でも、船員の心身の健康確保のための取組及び疾病、障害等を抱えながら働く船員の活躍のための取組等が推進されている。

一方で、船員の治療と就業の両立支援のための取組を実施するに当たっては、海上労働の特殊性を踏まえる必要があり、産業保健スタッフ（産業医又は常時使用する船員の数が50人未満の船舶所有者が使用する船員の健康管理等を行う医師（以下「産業医等」という。）、保健師等をいう。以下同じ。）及び医療機関との連携の在り方等について悩む船舶所有者も少なくない。

こうした状況を背景に、医療機関等における治療と就業の両立支援対策の強化のみならず、船員の治療と就業の両立支援に取り組む船舶所有者に対する支援の必要性も高まっている。

船舶所有者には、疾病若しくは負傷又はこれらの後遺症（以下「疾病等」という。）の治療を受ける船員について、就業による疾病又は負傷の症状の増悪その他の健康への悪影響を防止し、その治療と就業との両立を支援するため、当該船員からの相談に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備その他の必要な措置を講ずることが求められる。このような措置は、船舶所有者にとって、船員の心身の健康確保及び就業の継続という意義だけでなく、以下のような副次的な意義をももたらすものであると考えられる。

・多様な人材の活用による組織及び事業の活性化
・組織としての社会的責任の履行
・継続的な人材の確保
・船員の安心感及びモチベーションの向上による人材の定着

さらに、当該措置の結果として、疾病等の治療を受ける船員について、個々の治療の状況に応じた就業が可能となることにより、全ての人が生きがいを持って活躍することができる社会の実現に寄与することが期待される。

この指針は、船員労働安全衛生規則第10条の11の規定に基づき、船舶所有者が、疾病等の治療を受ける船員について、その治療と就業との両立を支援すべく、必要な体制の整備その他の必要な措置を適切かつ有効に講ずるために必要な事項を定めたものである。

船舶所有者並びにその産業保健スタッフ及び人事労務担当者は、この指針に従い、船員の治療と就業との両立を支援するために必要な措置を講ずるよう努める必要があるが、疾病等の治療を受ける船員本人及びその家族並びに医療機関の関係者を始めとする当該船員の治療と就業の両立支援に関わる者についても、この指針を活用することが可能である。

また、この指針は、その雇用形態にかかわらず、全ての船員を対象とし、そのうち、既に雇入契約を結んでいる船員への措置を特に念頭に置いているが、今後新たに雇入契約を結ぶ予定がある船員のうち、その就業に当たり疾病等の治療の継続が必要な者についても、この指針に従い必要な措置を講ずることが望ましい。

なお、この指針において、治療と就業との両立を支援すべき対象となる船員の疾病等は、国際疾病分類（疾病、傷害及び死因の統計分類（統計法第二十八条の規定に基づき、疾病、傷害及び死因に関する分類を定める件（平成27年総務省告示第35号））に規定する分類をいう。）に掲げられている疾病（船員法施行規則第２号表第１号に掲げられているものを除く。）であって、医師により、その症状の増悪等の防止のために継続的な治療が必要と診断され、かつ、就業の継続に当たり船舶所有者の配慮が必要と認められるものとする。

2　船員法体系の制度と船員の治療と就業の両立支援との関係

船員は、陸上労働者とは異なり、海上という特殊な環境において、船内における労働に従事することから、独自に船員法（昭和22年法律第100号）に基づく労働規制の適用を受けており、同法第83条第１項において、船舶所有者は、国土交通大臣の指定する医師が船内労働に適することを証明した健康証明書（以下「健康証明書」という。）を持たない者を船舶に乗り組ませてはならない旨を規定している。健康証明書は、船舶の安全な航行の確保を図るため、船員が船内労働に従事するに当たっての健康上の要件を満たしていることを医学的に確認し、証明することを目的とするものである。

一方で、疾病等を抱えた船員であっても、健康証明書を受けることができた場合は、船舶に乗り組むことが可能である。船舶所有者は、当該船員を就業させるに当たり、当該船員に対し、船内労働による疾病等の症状の増悪等を防止するために、治療と就業との両立のための就業上の措置及びその治療に対する配慮を行うよう努めることが重要である。

この点、船員の心身の健康確保に係る措置については、これまで、船員本人による取組が中心となっており、船舶所有者が講ずる措置に係る義務は限定的であった。このような状況を受け、現に船内労働に従事している船員に対する、船舶所有者による心身の健康確保に係る取組の方向性を示すものとして、交通政策審議会海事分科会船員部会において「船員の働き方改革の実現に向けて」（令和２年９月）が、また、労使、医療等の専門家から構成される、船員の健康確保に関する検討会において「船員の健康確保に向けて」（同年10月）がそれぞれ取りまとめられた。これらの内容を踏まえ、船員法施行規則等の一部を改正する省令（令和４年国土交通省令第42号）により船員労働安全衛生規則が改正され、医学的見地から、現に船内労働に従事している船員の心身の健康確保を図るための新たな制度が導入され、令和５年４月１日より施行された。具体的には、同令第31条の５、